

第202400235343号
令和7年1月8日

倉吉市市民生活部長
米子市福祉保健部長
南部町企画政策課長 } 様

鳥取県生活環境部長
(公印省略)

令和6年度鳥取県公衆浴場原油価格高騰対策市町村補助金(令和7年1月～3月分)
について(通知)

このことについて下記のとおり交付しますので交付を希望される場合は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第5条の交付申請書を令和7年2月28日までに提出していただきますようお願いします。

(担当) 暮らしの安心局暮らしの安心推進課 花原 / 電話 0857-26-7185

記

1 交付目的

本補助金は、原油価格の高騰により経費負担が増加する一般公衆浴場(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定に基づく知事の営業許可を受け、かつ、入浴料金が物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により統制額の指定を受けているものに限る。以下同じ。)の経営の安定を図り、もって地域住民の保健衛生を確保することを目的として交付するものであること。

2 補助金の交付

- (1) 本補助金は、1の目的の達成に資するため、令和6年度に鳥取県公衆浴場確保対策費市町村補助金(以下「既存補助金」という。)の交付を受ける一般公衆浴場に対し、市町村が既存補助金と別に原油価格の高騰により増加した当該浴場の運営に要する経費の一部に助成する場合に、県が予算の範囲内で交付するものであること。
- (2) 本補助金の額は、(1)により市町村が補助する下表の第3欄に掲げる額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額(千円未満の端数は切捨てる。)以下とすること。

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助対象額	4 補助率
一般公衆浴場の湯の加温に要する燃料費等高騰に対する支援	一般公衆浴場が、令和7年1月1日から令和7年3月31日までに負担する湯の加温に要する燃料費等（湯の加温に要する電気料金を含む。）に対し、市町村が原油価格高騰対策として補助に要した経費	燃料費等の使用量に価格高騰分の単価を乗じて得られた額以内かつ1施設当たり900千円（※）以内で、市町村が補助に要した額	1 / 2

※ 重油36円/L×年間重油使用量10万L÷4(3ヵ月重油使用量)で上限額を算定

3 交付申請

- (1) 本補助金の交付申請は規則第5条で定める様式第1号により、令和7年2月28日（金）までに行わなければならないこと。
- (2) 規則第5条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、本通知で示す別紙様式によること。

4 交付決定

- (1) 知事は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に本補助金の交付決定を行うこと。
- (2) 市町村は、本補助金の交付申請を受けたときは、規則の規定に従わなければならないこと。

5 実績報告の時期等

- (1) 本補助金の実績報告は規則第11条第1項で定める様式第3号により令和7年4月18日（金）までに行わなければならないこと。
- (2) 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ本通知で示す別紙様式によるものとする。

別紙様式

市町村名
(担当課名)
(担当者名)

令和6年度鳥取県公衆浴場原油価格高騰対策市町村補助金（令和7年1月～3月分）
事業計画書及び報告書

(単位：円)

公衆浴場名	市町村補助額 (ア)	(ア)と900千円の いずれか小さい額 (イ)	(イ) × 1 / 2 (千円未満切捨て)
合計			(交付申請額)